
学校臨床の新展開

— ②③居場所なき子らの生活保障 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

高校中退

「おれもう、学校やめて働きたい。」

「学校をやめるんやったら施設を出ていかないといけないで。もとい家にも帰るのも難しいし・・・となると住込みの仕事を探さないと・・・」

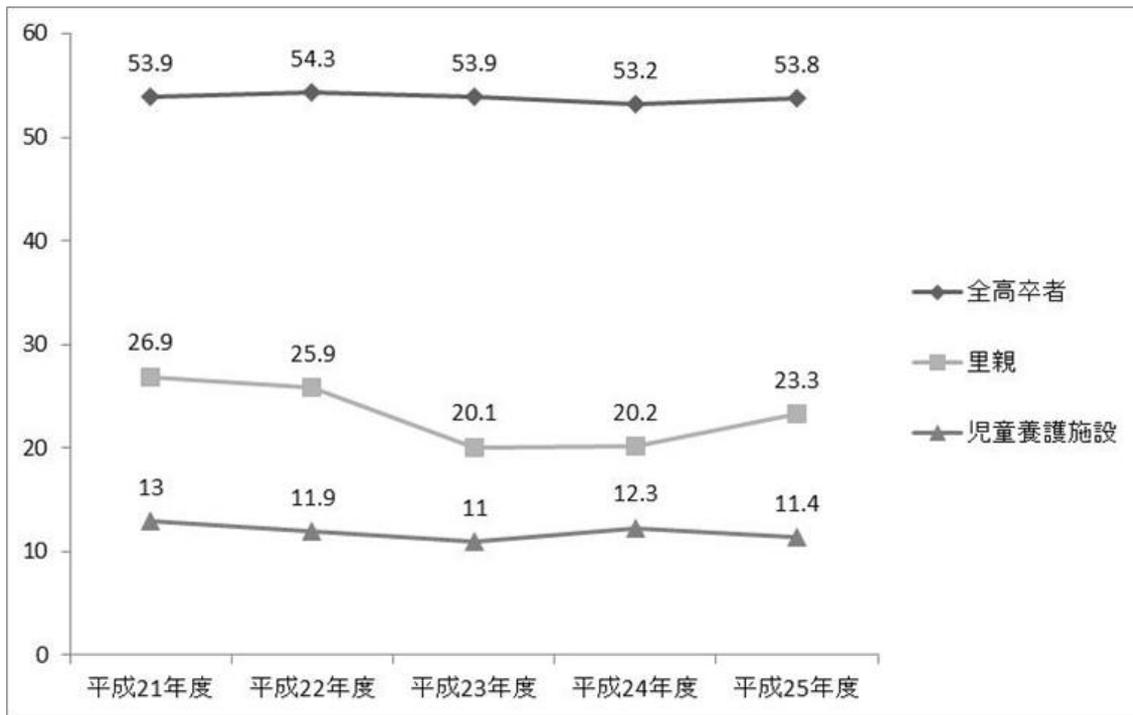
「やっぱり、高校を中退してしまうと、施設にはもうおれないんでしょう？」

彼が「高校中退＝施設退所」となることを何とか避けられないか、そのために何とか学業を継続していけないかと悩む担任の先生。しかし、欠席超過、単位不足により留年決定。本人は「もう学校をやめる。働く」と言い出す。そんななかでの住込み就労先探し。

こんなことは各地の児童養護施設でよくみられることでした。いや現在進行形だよという声も聞きます。

文部科学省の調査(2015)によりますと、公私を合わせた世の中の全高校生平均の中退率は1.5%。このうちのどれくらいの人々が、家を追い出されるのでしょうか。多くは、定時制や通信制など多様な進学先のなかから新たな進路を選び、在宅で生活するのではないのでしょうか。一方、全国児童養護施設協議会の調査(2015)では中卒後、高校へ進学した者のうち、半年後には3.5%、1年6か月後には8.9%が中退しています。このうちのどれくらいの人々が、施設に残ることができるのでしょうか。積極的な展望があつての中退ではなく、仕方なく、社会的自立を強いられる状況では、たとえ仕事に就いたとしても継続は非常に困難です。

厚生労働省(2011)は、「児童養護施設等



(図:「大学等への進学率の比較(値はすべて%)」厚生労働省(2015年11月)「社会的養護の現状について」をもとに筆者作成)

及び里親等の措置延長等について」のなかで、「中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。」と通知しています。しかし、この実質的運用は、施設によって大きな差が生じているのが現状です。そこで国は2015年3月、全国児童福祉主管課長会議のなかで、再度、「自立生活に必要な力を身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど

をお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。」と訴えています。

いま、社会全体をみると全高卒者の大学等への進学率は50%を超えています。さらに専修学校を合わせた進学率は約77%で、約8割が進学をしていることとなります。一方、全高卒者のうち就職する者は16~17%ほどでしかいません。しかし、児童養護施設を退所する者のなかで大学等へ進学する者は1割程度と非常に少ないのです。そして、またこの数字も施設によって大きく異なります。ある施設では毎年大学へ行っている者がおり、ある施設では大学へ行く者はずっといないなど。

出生後の養育環境が不適切であったため

に施設入所に至った彼らが保護された先によってまたその養育環境や進路保障に差が生じてはいけませんね。

18歳選挙権を得る

このような状況のなか、国では昨年末から今年にかけて、児童養護施設等、社会的養護の下で暮らす子どもたちへの施策内容を見直す動きが活発になっています。18歳が選挙権を得るようになるとこんなにも変わってくるのかと思えます。

厚生労働省の審議会では、児童養護施設の対象年齢要件を最大22歳までにしようという方向で議論が進んでいます。

また、内閣府「子どもの貧困対策会議」まとめでは、施設退所後の子どもたちに「家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸

付事業を創設」し、入所中に自動車運転免許等取得のため上限25万円を貸付し、2年間の就業継続で返還免除とすること。就職をする者については、生活保護基準での当該住居地の住宅扶助額を上限に家賃相当額を2年間貸付し、5年間の就業継続で返還免除とすること。進学する者については、就職する者と同様の家賃相当額に加え、月額5万円の生活費を大学の場合は4年間貸付、卒後5年間の就業継続で返還免除とすること、という案が提言されています。

制度やシステムが変わっても、それを支える職員体制も連動して変革していかなければ、実際の運用面ではこれまでどおりとなってしまう可能性が高いのではと危惧します。

また、社会から施設の子どもはかえって恵まれすぎているという批判もいっぱい出てくるでしょう。何よりも、内部から出てくるのではとも思います。

そのあたりは、次回に。